



ベトナムにおける証券の相続について

(日本人顧客の場合)

1 前提条件

本まとめは下記の条件を前提としたものです。

- (i) 証券の遺贈を受けた日本人（以下「被相続人」）はベトナム法律に基づく証券所有権を有する。
- (ii) 証券の相続人である日本人（以下「相続人」）は日本法律上で相続に適格である。
- (iii) 相続人は外国投資家に関するベトナム法律に規定されるベトナム株式市場で（投資）活動をする条件を満たす。
- (iv) 相続対象となる証券はベトナムの法律に従う上場株又は未上場株である。

2 ベトナムにおける証券の相続-日本人顧客

関連ベトナム法律によると、外国人は遺言の有無にかかわらず財産の相続が可能である。

証券法律上では、ベトナム証券預託センター（VSD）は証券の相続の場合に、（ベトナム）民法に従って証券所有権を移転するものとする。この場合、相続人は関係するベトナムの法律によって、VSD に証券所有権の移転（譲渡）を登録するものとする。証券所有権の譲渡は VSD での口座で振替された時点から有効になる。

3 登録手続き

次の順番で進める。

- (i) 日本法律に沿う証券の相続
- (ii) 相続人が個人の場合は、ベトナム税務当局に個人所得税の申告・納税をする。
 ※相続に関する個人所得税は非居住者（ベトナムに年間180日以下に滞在する方）の場合に一定税率20%が適用される。）
- (iii) VSDに証券所有権の譲渡を登録する。

下記はVSDへ登録するための書類

事項	法的に有効な遺言による相続	法律に基づく相続
申請書類	(1) 相続人、或いは委任による代理人の証券所有権譲渡申請書（VSD フォーム）	
	(2) 法的証券所有権に関する被相続人の書類	
	(3) 相続人が個人である場合、個人所得税の納税完了を証する書類（ベトナム）	
	(4) 証券譲渡の依頼書と書面による残高確認。ここで被相続人が預託口座を開設した預託機構会員である証券会社が所有権譲渡を行う間、当該証券会社が取引を行わないことの保証が必要となる。	
	(5) 被相続人/相続人の法的な個人情報関係書類：パスポート（個人の場合）/会社設立証明書／登記簿（法人の場合、未成年者の場合は親権者または法定代理人の確認書	
	(6) 下記書類を含む相続に関する相続人及び被相続人の書類：	
	被相続人の死亡診断書の認証原本	認証された被相続人の死亡診断書、或いは日本の民法に基づく適法な裁判所による死亡の宣言。

	法的に有効な遺言の認証原本	被相続人との関係を説明する相続人の次の申立て：(i) 被相続人の配偶者、実の両親、養父母、実子養子などを含む本人確認情報の一覧 (ii) 今後発生する紛争に対するのと同様に、本申立て内容の正確さ、誠実さを相続人が保証する（以下「申立て」）
		申立てにある被相続人と相続人の関係を示す法的書類（結婚証明書、出生証明書、不動産登記簿、死亡診断書など）
		財産分割同意書（複数相続人の場合）/相続放棄（該当する場合）/財産管理委任状（相続人が財産管理人を任命する場合）の認証原本。これらは管轄する当局の認証を必要とする。
	(7) その他の関係書類：(i) 相続人の証券取引コード及び証券預託口座の確認書 (ii) 代理人への委任状（代理人が申請する場合）	
部数	原本 2 部：一つの取引所にて上場株の場合 原本 4 部：両取引所にて上場株の場合	
完了までの日数	すべての申請書類を受領してから 6 営業日	
結果	VSD が証券所有権譲渡確認書を発行する	